

令和8年7月17日

各関係機関の長 殿

九州大学大学院経済学研究院長

大 西 俊 郎 [公印省略]

教員の公募について（依頼）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび本研究院では、下記の要領により専任教員を公募いたします。
つきましては、貴機関の関係者に周知していただき、適任者をご推薦くださるようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 担当科目 研究教育分野：経営学、科学社会学、環境政策・環境配慮型社会、デザイン学、社会システム工学、新領域法学、金融・ファイナンス
講座内容：新興技術と社会的インパクト
所 属：産業マネジメント部門 産業マネジメント講座
講座内容の背景と概要：

九州大学大学院経済学府産業マネジメント専攻（九州大学ビジネス・スクール：QBS）では、理工農医歯薬系大学院生が、それぞれの専門分野における学位取得と並行して経営学を学び、専門知・技術シーズを社会実装や事業価値創造へ接続できる人材を育成するため、接続型デュアル・ディグリー（Consecutive Dual Degree: CDD）構想を進めている。

本公募は、この CDD 構想の中核となる新たな教育研究領域を担う教員を募集するものである。新興技術やサイエンスの社会実装を、単に技術的優位性や事業化可能性の観点から捉えるだけでなく、組織、地域、産業、ひいては社会全体を俯瞰した視点から捉え、事業価値のみならず公共的価値やそれを支える制度的枠組み、社会受容性、倫理等と結びつけ、望ましいインパクトの創出・評価方法についての教育研究領域を切り拓くことが期待される。

講義科目：QBS において、「新興技術と社会的インパクト」と「プロジェクト演習」の 2 科目に加え、「イノベーション・マネジメント」「産業と技術」など QBS 専門科目の中から最低 1 科目を担当する。また、経済学部講義 1 科目を数年に一度担当することがある。なお、教育の国際化に伴い、担当科目の一部を英語で担当できることが望ましい。

2. 採用職名 教授または准教授
3. 採用時期 令和 9 年（2027 年）4 月 1 日以降、可能な限り早い時期に着任（着任日は応相談。後期からの着任も可）。
4. 労働条件 雇用期間：本公募は概算要求事業に基づく採用であり、採用日から令和 13 年（2031 年）3 月 31 日までの事業期間を当初の雇用期間とする。雇用期間満了後の取扱いについては、事業の継続状況、予算措置、勤務実績等を踏まえ、本学の規定に基づき判断する。

就業場所：研究室は九州大学伊都キャンパス・イースト 2 号館（福岡市西区元岡 744）。なお、平日の授業は博多駅サテライト教室（福岡市博多区博多駅中央街 1 番 1 号 JR 博多シティ 9 階）で、土曜日の授業は伊都キャンパスで行う。令和 10 年（2028 年）以降は、再開後の箱崎サテライト（福岡市東区箱崎 6-10-1）を利用する可能性がある。

就業時間：本人の同意に基づき、専門業務型裁量労働制（1 日当たり 7 時間 45 分働いたものとみなす）を適用する。

休日：土日、祝日、12 月 29 日～1 月 3 日。年次休暇、夏季特別休暇。なお、土曜日の授業を担当する場合は、平日に振替休日を取得する。

賃金：年俸制（教育職基本年俸表適用）。なお、年俸額については経験等に基づき本学の規定により決定する。

加入保険：雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金

募集者：九州大学大学院経済学研究院長 大西俊郎

5. 応募資格 次の①実務家教員または②研究者教員の応募資格を満たすこと。
- ① 実務家教員の場合：次の[1][2]を同時に満たし、かつ[4][5][6]の応募資格を満たすこと。
- ② 研究者教員の場合：次の[3]の応募資格に適合し、かつ[4][5][6]の応募資格を満たすこと。

[1] 新興技術、サイエンスの知見、研究開発成果等を、社会課題、公共的価値、事業価値、社会受容、政策・制度、資金、インパクト評価、

インパクト投資、社会実装等に接続する分野において、5 年以上の実務経験と高度の実務能力を有すること。

- [2] 上記の専門実務分野に関する著書、論文、レポート等の刊行物、または調査研究、プロジェクト実績、教材開発、講演・研修実績等を有すること。特に、新興技術、サイエンスの知見、研究開発成果等を、社会的価値、事業価値、社会受容、政策・制度、資金、社会実装に結びつけた実績を有することが望ましい。
- [3] 博士の学位を有するか、それと同等以上の研究実績を有すること。専門分野は、技術経営、イノベーション・マネジメント、科学技術社会論、科学技術政策、インパクト評価、インパクト投資、サステナビリティ等を含む、本講座内容に関連する分野とする。
- [4] 新興技術、サイエンスの知見、研究開発成果等を、社会課題、公共的価値、事業価値、社会受容、政策・制度、資金等と横断的に結びつけ、社会的インパクトの創出と評価に関する新たな教育研究領域を主体的に構想・展開できること。
- [5] ビジネス・スクールの運営業務、特に CDD、社会連携、産学官連携、国際連携、その他 QBS の運営に関する業務に、熱意を持って積極的に参加できること。
- [6] 日本語および英語により教育研究・学内外調整を行う能力を有すること。日本国籍以外の応募者は、教育研究等の業務で支障のない日本語能力を有すること。

6. 提出書類 下記 5 点を、8. 提出先に記載の方法に従って提出すること。

- [1] 履歴書（3 か月以内に撮影した写真を貼付し、高校卒業以降の学歴〔取得学位を含む〕、職歴を明記すること）
- [2] 大学院博士前期課程（修士課程）または後期課程（博士課程）の学位記のコピーもしくは学位授与証明書。大学院に在籍経験のない者は、最終学歴を示す証明書（当該機関の発行するもの）を提出すること。
- [3] 業績一覧表（研究・教育上の業績または実務上の専門性・能力を示す成果について、著書・論文・レポート、調査研究、プロジェクト実績、教材開発、講演・研修実績等を記載すること。主たる業績 3 点に○印をつけ、それぞれ日本語 400 字程度の要約を付すこと。査読論文には＊をつけること。）
- [4] 主要業績（上記[3]で○印を付した 3 点以内。コピー可）
- [5] 推薦状（2 通、応募者の専門性、教育研究能力または実務上の能力について説明できる方によるものが望ましい）

7. 応募期間 令和8年(2026年)9月30日(水)(日本時間)23時59分まで
8. 提出先 JREC-IN Portal サイトの「JREC-IN Portal Web 応募」から提出すること。Web 応募方法については下記リンクより確認のこと。
JREC-IN Portal Web 応募利用方法
https://jrecin.jst.go.jp/html/app/seek/manuals/jrec-in-portal_user_manual_ja.pdf
郵送および電子メールによる応募は受け付けない。ただし、業績の根拠資料が紙媒体の書籍など電子データがない場合に限り、当該資料を下記まで郵送すること。他の書類は上記「Web 応募」で提出すること。
〒819-0395
福岡市西区元岡 744 イースト 1 号館 E-B-206
九州大学大学院経済学研究院長 大西俊郎 宛
(書留郵便とし、封筒に「新興技術と社会的インパクト教員応募書類」と表記すること)
9. 審査方法 第一次審査(提出書類による資格審査および提出された業績の審査)および第二次審査(面接審査ならびに公聴会)を行う。第二次審査の要領は対象者に別途通知する。
10. 結果通知 決定し次第、本人に通知する。
11. その他 [1] 提出書類の形式面に関する照会は、九州大学人文社会科学系事務部 総務課人事係まで(直通電話: 092-802-6308、E-mail: jbsjinji@jimu.kyushu-u.ac.jp)
[2] 第一次審査の合格者に対して第二次審査を行う場合、通知する必要があるため、必ず連絡のとれる手段(メールアドレス、電話番号[携帯電話番号を含む]など)を明記すること。
[3] 提出された書類は原則として返却しない。
[4] 公聴会については、九州大学の旅費規定に従って国内旅費を支給する。ただし、面接審査についてはこの限りでない。
[5] 九州大学では、教員・研究者の研究環境向上のための支援を実施している。
 - 研究費獲得支援
 - 研究費獲得支援プログラム
 - 国際的研究費獲得支援 他
 - 主に若手研究者を対象とした支援
 - 研究スタートプログラム
 - 研究機器・設備の共用体制整備 他
 - 出産・育児などのライフイベントに伴う研究継続支援

- 学内保育施設（ひまわり保育園、たけのこ保育園）
- ベビーシッター利用補助制度 他

上記以外の支援や制度詳細は、九州大学 HP を参照のこと。

<https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/career/support>

九州大学 HP>九州大学について>教員・職員公募情報>研究者支援制度一覧

- [6] 九州大学では「ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン推進宣言」に基づき、教育・研究・雇用における機会均等と多様性尊重を推進している。

<https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/approach/diversity-equity-inclusion/>

- [7] 大学敷地内全面禁煙

- [8] 過去に学生に対するセクシャルハラスメントを含む性暴力等を原因として懲戒処分等を受けた場合には、処分の内容及びその具体的な事由を履歴書等に必ず記入が必要。虚偽の記載があった場合には、採用取消や懲戒処分等の対象となることがある。

以上